

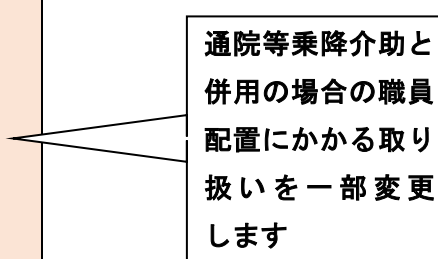
# 搬送サービスの運用の一部変更について

(令和3年4月1日施行)









## 【変更点1】 通院等乗降介助と併用する場合の職員配置に関する 運用の一部変更

搬送サービスの以下の3区分のうち③の区分について通院等乗降介助と搬送サービスを併用利用する場合の職員配置に関する運用を一部変更します。

### <現行>

①	居宅から移動車両の駐車位置までが、 おおむね40段以上の階段の場合	 <p>通院等乗降介助と併用の場合の職員配置にかかる取り扱いを一部変更します</p>
②	居宅から移動車両の駐車位置までが、 おおむね300メートル以上の場合、 又は20段以上40段未満の階段の場合	
③	1. ①又は②に該当しない場合 (10段以上20段未満の階段の場合) 2. <b>歩行の補助のみ行う場合</b> (10段以上の階段の場合)	

- ◆ 現行では通院等乗降介助と搬送サービスの併用については、地理的な要因により通院等乗降介助のみでは介助が困難な場合（2人以上の職員による介助が必要な場合）に利用を認めており、通院等乗降介助と搬送サービスそれぞれから1人ずつ（計2人）の職員配置を求めています。しかしながら、地理的な要因のために移動に時間は要するものの、歩行介助自体は1人の職員でも対応可能なケース等があるため、通院等乗降介助との併用の場合について職員配置を見直すこととしました。（次ページ参照）
- ◆ 搬送サービスを単独で利用する場合及びデイサービスやショートステイ等との併用についての運用は、これまでと変更はありません。
- ◆ デイサービスやショートステイについては、通院等乗降介助と違い、「1対1の原則」がなく、居宅（玄関）まで迎えに行くことが基本です。2人以上の職員を必要とする場合でも可能な限りデイサービスやショートステイの職員で対応できるよう、人員体制を整えることが必要です。やむを得ない場合は搬送サービスとの組み合わせも可能ですが、利用する前に搬送サービスの必要性をよく確認して下さい。

	利用パターン	職員配置	
		現行	変更後
③ ① ② .. 歩行補助のみを行う場合	特別搬送のみの 単独利用	 (特搬) 1人以上	 変更なし
	通院等乗降介助 との併用	歩行補助に2人以上必要な場合のみ利用可  (通院乗降) 1人 + (特搬) 1人以上	<p>● <u>1人の職員でも安全に搬送ができる場合、搬送サービス職員1人で可</u>  <u>※20段以上の階段に限る</u></p>  (特搬) 1人
	その他サービス との併用 (デイ・ショート等)	歩行補助に2人以上必要かつ、デイ等のみでは対応できない場合に利用可  (その他) 最低1人 + (特搬) 最低1人	<p>● 2人以上必要な場合の職員配置は変更なし</p>  (通院乗降) 1人 + (特搬) 1人以上
その他サービスとの併用 (デイ・ショート等)	歩行補助に2人以上必要かつ、デイ等のみでは対応できない場合に利用可  変更なし	 変更なし	

## 【変更点2】提供回数の限度についての例外規定の緩和

現行では、市長が必要と認める処置（人工透析）を受けるための通院をする場合に限り、回数の限度を設けないものとしています。人工透析の通院の時だけに限定して搬送サービスを使うという条件のもとに、回数の限度なく利用することを可能としており、他の目的で搬送サービスを利用することはできません。

（なお、人工透析と他の目的での利用回数の合計が8回を超えないのであれば、目的を問わずにすべて給付対象です）。

今回の変更では、この運用を緩和し、人工透析に加えて他の目的で搬送サービスを利用する場合も、透析+8回までは特別給付の対象とすることとします。

<p>現 行</p>	<p>(例)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>人工透析の通院のために、月に24回（往復12回）搬送サービスを利用したい。 <b>（8回以上の利用）</b></p> </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%; opacity: 0.5;"> <p><del>歯医者に治療に行くためにあと4回（往復2回）搬送サービスを利用したい。</del></p> </div> </div> <p>→ ○ 人工透析のためだけに限定して利用するのであれば、人工透析にかかった搬送サービスはすべて給付対象。</p> <p style="text-align: right;">→ × <b>給付対象外</b></p>
<p>変 更 後</p>	<p>(例)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>人工透析の通院のために、月に24回（往復12回）搬送サービスを利用したい。 <b>（8回以上の利用）</b></p> </div> <div style="font-size: 2em;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p>歯医者に治療に行くためにあと4回（往復2回）搬送サービスを利用したい。</p> </div> </div> <p>→ ○ 人工透析のための利用は回数制限なし。すべて給付対象。</p> <p style="text-align: right;">→ ○ <u>他の目的での利用も上限8回までは給付対象。</u></p>

### 【変更点3】搬送サービス費の額の変更

令和3年度の報酬改定に伴い、報酬単価を次のとおり変更する予定です。本件につきましては、3月下旬に開催される介護保険運営協議会へ提出後に決定いたしますので、現時点では下記の金額は（案）となります。改定額が決定したら改めてお知らせしますのでご承知おきください。

- ① 利用者の居宅から移動車両の駐車位置までが、  
おおむね 40 段以上の階段 の場合  
→ 4,770 円 (案)
- ② 利用者の居宅から移動車両の駐車位置までが、  
おおむね 300 メートル以上の場合 又は  
おおむね 20 段以上 40 段未満の階段 の場合  
→ 3,710 円 (案)
- ③ - 1 : ①又は②に該当しない場合  
 - 2 : 歩行の補助のみ行う場合 (20 段以上・40 段以上もすべて同額)  
→ 2,120 円 (案)

新旧対照表

現 行		変 更 後 (案)	
① 階段が 40 段以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">4,710 円</span>	※ 利用者の歩行の補助のみ行う場合は、 段数や距離にかかわらず、 すべて③を適用	① 階段が 40 段以上 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">4,770 円 (案)</span>	※ 利用者の歩行の補助のみ行う場合は、 段数や距離にかかわらず、 すべて③を適用
② 距離が 300m以上 or 階段が 20 段以上 40 段未満 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3,670 円</span>		② 距離が 300m以上 or 階段が 20 段以上 40 段未満 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">3,710 円 (案)</span>	
③ ①又は②以外 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2,100 円</span>		③ ①又は②以外 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">2,120 円 (案)</span>	

## ● 4月提供分から、報酬単価を切り替える際の手順

(搬送サービス事業者)

・原則として4月のサービス開始までに、運営規定及び重要事項説明書を変更し、利用者に対し、利用料（自己負担分）の変更についての説明・同意・交付を行ってください。

・居宅(介護予防)サービス計画、サービス提供票、サービス提供票別表の内容が、「新しい報酬単価」に変更されていることを確認してください。  
・計画に基づいて搬送サービスを提供し、利用者から自己負担分の支払いを受け、領収書を交付してください。

・報酬単価の変更に伴う「特別給付サービス利用届」の再提出は不要です。  
・4月提供分（5/10提出締切）以降の支給申請については、新単価を記載した新様式を用いて申請してください。（新様式については別途お知らせする予定です。）

(居宅介護支援事業者)

・原則として4月のサービス開始までに、居宅(介護予防)サービス計画の変更が必要です。  
\*制度改正による報酬単価の変更のみなので、軽微な変更の取り扱いとし、サービス担当者会議の開催は必ずしも必要ではありませんが、搬送サービス事業者やその他のサービス事業者と適宜連絡を行ってください。

・新しい計画を利用者に対し説明し、同意を得たあとに交付してください。

・サービス利用票・サービス利用票別表についても新しい報酬単価で記載し、説明・同意・交付が必要です。（自己負担額が増えること等の詳細については、搬送サービス事業者が重要事項説明書等を用いて説明をしますが、ケアマネジャーも必要に応じて利用者へご説明いただくなど、柔軟な対応をお願いします。）

・上記と同内容の居宅(介護予防)サービス計画、サービス提供票、サービス提供票別表を搬送サービス事業者へ送付してください。